

有資格業者のみなさまへ

平成19年 9月11日
九州地方整備局

九州地方整備局では、平成17年12月1日付けで、「九州地方整備局発注者綱紀保持委員会規則」を制定し、さらに平成18年11月16日付けで、「九州地方整備局発注者綱紀保持規程」(以下「規程」という。)を制定、併せて、職員向けに「発注者綱紀保持マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を作成し、整備局全職員一丸となって、法令遵守と綱紀保持に努めているところです。

しかしながら、平成19年3月8日、公正取引委員会は国土交通省が発注する水門設備工事に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限)の規定違反により、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、国土交通省に対し排除措置命令を行いました。

これを受け、国土交通省は、平成19年6月18日「水門設備工事に係る入札談合等に関する調査報告書」(以下「報告書」という。)を発表しました。

九州地方整備局では、この都度、この報告書の内容を踏まえ、「規程」と「マニュアル」の改正を行いました。

今回の改正の主な項目は次のとおりです。

職員の報告義務について

・従前は、報告の窓口としては、発注者綱紀保持担当者としていましたが、今回の改正で、外部窓口(発注者綱紀保持担当弁護士)を併設し、職員が報告しやすい環境を整備しました。(第9条)

事業者等からの不当な働きかけに対する対応について

・事業者等から不当な働きかけがあった場合、これを記録し公表することになりました。(第15条) - [不当な働きかけ対応フロー参照](#)

九州地方整備局では、職員一人一人に「法令遵守」と「綱紀保持」を徹底させ、公共工事等に対する不信感を払拭するとともに、国民の信頼確保に努めていきます。

有資格業者の皆様におかれましては、九州地方整備局における発注者綱紀保持の取組について、ご理解を賜るとともに、ご協力をいただければ幸いです。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局

住所：福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

電話番号：(092)471-6331(代表)

発注者綱紀保持担当者

総務部 総務課長 塩塚 誠二(内線：2351)

港湾空港部 港政調整官 島田 宏(内線：62-200)